

## 「やまぐち三世代同居・近居住宅支援補助金」 に係るよくある質問

### 補助対象となる方について

Q：既に三世代同居をしていますが、補助金の対象となりますか。

A：新たに三世代での同居又は近居される方を対象としていますので、補助の対象とはなりません。

Q：現在、夫側の親と同居しています。これから妻の親と同居する場合、補助の対象となりますか。

A：新たに三世代での同居又は近居される方を対象としていますので、補助の対象とはなりません。

Q：現在、近居していますが、これから同居する場合は補助の対象となりますか。

A：新たに三世代での同居又は近居される方を対象としていますので、補助の対象とはなりません。

Q：現在、夫の親と近居しています。これから妻の親と近居する場合、補助の対象となりますか。

A：新たに三世代での同居・近居をされる方を対象としていますので、補助の対象とはなりません。

Q：現在、賃貸住宅で近居していますが、これから中古住宅を購入して近居する場合は補助の対象となりますか。

A：新たに三世代での同居又は近居される方を対象としていますので、補助の対象とはなりません。

Q : 将来、三世代同居を考えていますが、その場合にも補助を受けることができますか。

A : 年度末（3月末）までに入居していたかなければ補助の対象とはなりません。

Q : 三世代同居するためのリフォーム工事を行いますが、**工事中は仮住居に移転**しようと考えています。その場合でも補助の対象となりますか。

A : 「申請時点で同居・近居をされていないこと」と「工事完了後に同居をされていること」が補助の要件です。仮住まいの状況により補助が受けられるかどうか判断が異なりますので、事務局にお問合せください。

Q : **山口県にUJIターンする予定だが、親（又は子ども）は来年山口県に来る予定**です。補助の対象となりますか。

A : 年度内（3月末）に三世代での同居又は近居をしていただく必要がありますので、補助の対象とはなりません。

#### 補助対象となる工事等について

Q : 増築して三世代同居をしようと考えていますが、**増築する部分の面積が75㎡以上ないといけない**のでしょうか。

A : 既存部分も含めた床面積の合計が75㎡以上あれば構いません。

Q : 共同住宅の場合には、**メーターボックスやバルコニーは床面積に含まれますか。**

A : 共同住宅の面積は住戸専有部分の面積が75㎡以上必要です。

Q : 店舗や事務所との併用住宅の場合には、**店舗や事務所を含めた床面積で75㎡以上あればよい**ですか。

A : 住宅部分の床面積が75㎡以上必要です。

Q : 店舗や事務所との併用住宅の改修や間取りの変更をする場合、**店舗や事務所部分を含めた工事を対象とすることができますか。**

A : 住宅部分のみが対象です。工事費は、按分等、合理的に説明が可能な方法によって住宅部分の工事費を算定してください。

Q : **親が住んでいる住宅（母屋）の離れを改修して三世代同居をする場合、補助の対象となりますか。**

A : 本補助金における「同居」とは、親子と子の祖父母が同一の住宅に居住する場合に加え、親子と子の祖父母が居住する住宅が同一敷地内か相互に隣接する敷地内にある場合も含むことから、改修後に、母屋と離れが同一の住宅である場合、離れが機能上独立し一戸の住宅となる場合、ともに補助対象となります。

Q : **親が住んでいる住宅の同一敷地内にある住宅を改修して三世代同居（隣居）をする場合、補助の対象となりますか。**

A : 本補助金における「同居」とは、親子と子の祖父母が同一の住宅に居住する場合に加え、親子と子の祖父母が居住する住宅が同一敷地内にある場合も含むことから、補助の対象となります。なお、改修する住宅は、三世代同居をする世帯員の方の所有である必要があります。

Q : **親が住んでいる住宅の隣接敷地内にある住宅を改修して三世代同居（隣居）をする場合、補助の対象となりますか。**

A : 本補助金における「同居」とは、親子と子の祖父母が同一の住宅に居住する場合に加え、親子と子の祖父母が居住する住宅が相互に隣接する敷地内にある場合も含むことから、補助の対象となります。なお、改修する住宅は、三世代同居をする世帯員の方の所有である必要があります。

**Q : 親が住んでいる住宅の同一敷地内に住宅を新築して三世代同居をする場合、補助の対象となりますか。**

A : 住宅の増改築・改修ではなく新築であることから、補助の対象となりません。

なお、県外にお住まいの方が、県内に戻って来られるに際して新築をする場合は、補助対象となります。

**Q : 親が住んでいる住宅の隣接敷地内に住宅を新築して三世代同居をする場合、補助の対象となりますか。**

A : 住宅の増改築・改修ではなく新築であることから、補助の対象となりません。

なお、県外にお住まいの方が、県内に戻って来られるに際して新築をする場合は、補助対象となります。

**Q : 会社が所有している住宅に親が居住しているが、その住宅を改修し三世代同居する場合、補助の対象となりますか。**

A : 親又は子供が所有権全てを有している建物でなければ、補助の対象とはなりません。

**Q : 建物の一部を解体し、改修工事を行う場合は対象となりますか。**

A : 解体する部分の工事は、補助の対象外となります。

**Q : 屋根の葺き替えや外壁の塗装替え、壁紙の張替えなどは対象となりますか。**

A : 補助の対象とはなりません。ただし、間取りの変更に伴い壁紙を張り替える必要がある場合の壁紙の張替えについては、対象となります。

Q : **中古住宅の購入費には土地代も含まれるのか。**

A : 含まれます。

Q : **中古住宅を購入し所有権の移転後、リフォーム工事を行うこと**  
**としているが、所有権の移転後、すぐに入居しなければなりません**  
**か。**

A : 所有権を移転した後に、リフォーム工事をするのは構いませんが、年度末までに入居（住民票の移転）していただく必要  
があります。ただし、この場合のリフォーム工事費は補助の対象  
外です。

Q : **近居のために中古住宅の購入後、リフォームしようと考えてい**  
**ます。中古住宅の購入費とリフォーム費用を合算して300万**  
**円以上あれば補助の対象となりますか。**

A : 中古住宅の購入費は補助対象ですが、購入後のリフォーム費は  
補助の対象外です。中古住宅の購入費用のみで300万円以上  
である必要があります。

Q : **中古住宅付の土地を購入しました。中古住宅を解体して、その**  
**跡地に三世代同居・近居するための住宅を新築する場合、新築**  
**費用は補助の対象となりますか。**

A : 補助の対象とはなりません。

## 他の助成制度との併用について

**Q：国、県及び市町の補助制度と県の補助制度の併用はできますか。**

A：補助対象となる工事が重複しなければ併用することはできます。  
例えば、国の「地域型住宅グリーン化事業」との併用はできません。また、県の「やまぐち木の家づくり推進事業」との併用は可能です。

**Q：国の「長期優良化住宅リフォーム推進事業」との併用はできますか。**

A：三世帯同居のための改修工事と「長期優良化住宅リフォーム推進事業」の工事が明確に切り分けることができる場合には、併用して両方の制度を活用することは可能です。ただし、三世帯同居のための改修に係る工事費が300万円以上になることが必要です。

**Q：各市町で実施している耐震改修の補助金との併用は可能でしょうか。**

A：三世帯同居のための改修工事と耐震改修の工事が明確に切り分けることができる場合には、併用して両方の制度を活用することは可能です。ただし、三世帯同居のための改修に係る工事費が300万円以上になることが必要です。